

サンフランシスコ講和条約後の日本の竹島=独島政策

サンフランシスコ講和条約後の日本の竹島=独島政策

朴炳渉

(竹島=独島問題研究ネット・代表)

Japanese Policies on Dokdo=Takeshima after the San Francisco Peace Treaty

PARK Byoung-sup

2016年12月

北東アジア文化研究 第42号

鳥取看護大学・鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

朴炳渉

(竹島=独島問題研究ネット・代表)

Japanese Policies on Dokdo=Takeshima after the San Francisco Peace Treaty

PARK Byoung-sup

キーワード : SCAPIN-677

リアンコールト岩 (Liancourt Rocks)

川上健三 (KAWAKAMI Kenzo)

1. はじめに

1945年9月2日、日本は連合国に対して降伏し、ポツダム宣言を正式に受諾した。これによって日本の領土は北海道・本州・四国・九州および連合国が一方的に定める島嶼に限定されることになった。また、降伏文書の規定によって日本は連合国最高司令官 (SCAP) によって間接的に統治されることになった。

翌年1月29日、SCAP総司令部 (GHQ) はリアンコールト岩 (竹島=独島) やクリル (千島) 諸島などSCAPが日本国外と定義する地域に対して日本政府の行政権などを停止する指令SCAPIN-677を発した。この指令に関して日本では誤解が多い。たとえば、池内敏は「日本領域の特定地域に対し、日本政府による政治上または行政上の権力行使ないしは行使の止てが停止された。その特定地域のなかに竹島が含まれた」と記した¹⁾。しかし、SCAPIN-677の指令は「日本領域の特定地域」に適用されるのではなく、「日本国外の地域」に対して適用されると第1条で規定されたのである。また、池内は竹島=独島を「日本領域の特定地域」と見たが、同島は第3条によって日本の定義に入らない島とさ

れるので解釈を誤っている。

さて、日本国外とされた竹島=独島はSCAPによって「南朝鮮」の区域とされ、それを示す地図まで作製された²⁾。ただし、SCAPINは最終決定が対日講和条約などでなされるまで有効な指令である。外務省はこうした事情を考慮し、SCAPINにて日本国外とされた島嶼を対日講和条約にて少しでも多く日本の領土として認められるよう努めた。ただし、日本はポツダム宣言の受諾によって日本領の決定について物をいえる立場ではないので、日本国外とされた島嶼に関する「客観的」な資料を提出するにとどめざるを得なかった。

外務省はSCAPIN-677第3項に規定された島嶼に関して47年までに英文の資料『日本周辺の小島』(1)-(4)を作成してアメリカへ提出した³⁾。これらは川上健三と大来が取りまとめをおこなったのである。この中で『日本周辺の小島』(4)の内容は、1-1 大東群島、1-2 南鳥島、1-3 沖ノ鳥島、2-1 リアンコールト岩、2-2 鶴陵島であるが、現在この書は外務省に存在しないという⁴⁾。同書は「リアンコールト岩の朝鮮名はなく、朝鮮製の地図の中にも表示されていない」と記すなど誤りの多い資料である。そのためか、川上健三も後年の著書『竹島の歴史地理学的研究』にて同書に対する言及がない。

外務省はこの『日本周辺の小島』(4)をアメリカへ提出したものの、その後は竹島=独島にはほとんど関心をはらわなかった。その一例を『対日講和条約についての基本的要求』(49.5.15)に見ることができる⁵⁾。条約局にて作成されたとみられる同書は、日本の領土として本州など主要4島と千島列島、小笠原群島、沖縄諸島を要求したにとどまらず、日露戦争の戦利領土である南樺太までも日本領とすべきであると主張した。それにもかかわらず、竹島=独島については何も記さなかった。これは同島を無視したのか、あるいは同島に関するSCAPIN-677の規定に異議がなかったのであろう。なお、同書は「北海道の一部がヤルタ協定によってソ連領土となっている驚くべき事実は速やかに訂正されねばならない」と記した。同書のいう北海道の一部とは、首相兼外相である吉田茂の講和条約受諾演説の一節「北海道の一部を構成するシコタン島およびハボマイ諸島」から判断するとハボマイ・シコタンをさすのであるが、両島はヤルタ協定によってソ連に引き渡されると規定されたクリル諸島の範囲に含ま

れると外務省は理解したのである。

外務省の竹島を無視、あるいはSCAPIN-677を黙認する姿勢は条約調印の直前まで変わらなかった。51年4月、日本政府はアメリカからイギリスの条約草案を見せられて意見を求められたが、シコタンについては意見を述べても竹島=独島については何も述べなかった。イギリスの草案にてハボマイ・シコタンは日本領、リアンコールト岩（竹島=独島）は日本領外とされ、地図まで添付されていた。外務省は竹島=独島が日本領外であることを黙認したのである。

1951年4月末、それぞれの対日講和条約草案を作成した米英両国は共同草案の作成に取りかかった。両国の協議は難航したが、最初の共同草案を7月3日に完成し、関係各国へ送った。この草案に竹島=独島が抜けていたので、韓国は米国務省へ「独島」の領有権を認めるよう要請した。しかし、国務省は独島の名を知らなかつたし、駐米韓国大使館は独島がリアンコールト岩であることや、独島の正確な位置を知らなかつたので交渉は手間取つた。調印用条約草案の公表を8月14日にひかえて結論を急ぐアメリカは、在韓アメリカ大使館をつうじて独島がリアンコールト岩であることをやつと8月8日になって突きとめた。

リアンコールト岩については、アメリカは49年12月草案にて外務省の『日本周辺の小島』(4)の記述や戦略的判断から同島を急に韓国領から日本領に変更したが、翌年、ダレスが簡単な草案を作成した時から同島は重要でないので削除していた。アメリカは今回の調査でリアンコールト岩に朝鮮名があることを知って『日本周辺の小島』(4)の虚偽記載を知つたが、さらに調査する時間的余裕がなかつた。そのため、49年当時の結論を踏襲し、韓国の独島に対する領有権を否定する8月10日付けラスク書簡を韓国へ送つた。これに韓国が反論する前の8月14日にアメリカは予定どおりに調印用条約を公表し、条約は9月8日に調印された。

その間、アメリカはリアンコールト岩についてイギリスと協議しなかつた。協議の前に韓国の反論を聞く必要があつたからである。しかし、韓国の外務部長官卞栄泰がアメリカへ反論書を送つたのは9月21日であり、竹島=独島問題が韓米間で未解決のうちに条約は調印された。そのため、竹島=独島を日本領とするアメリカと、同島を日本の領土外とするイギリスとの見解が食いちがつ

たままで条約に同島は何も記載されなかった。このように、講和条約などで最終的な決定がなされるまで有効なSCAPIN-677の竹島=独島やハボマイ・シコタンに関する規定は最終的な決着を見ないままSCAPの日本統治は終わった。

こうした状況に対して日本政府が竹島=独島などをどのように考え、どのような政策をとったのかを本稿にて明らかにしたい。なお、本稿の引用文において（　）は原文のままであり、〔　〕は筆者の注である。

2. 条約における日本領域の確認

サンフランシスコ条約に竹島=独島が何も書かれなかったことに対し、島根県では同島が条約で日本領外になったという風説が広まった⁶⁾。これは島根県だけでなく、国会でも同様の指摘があった。福岡県選出の参議院議員である団伊能は外務委員会（51.2.15）にて竹島=独島が「どこに帰属するかということについても非常に疑惑がある。これは日本から離れるといたしましても、これはどこの国に帰属するか、ただ一つの離れ島でありますから、こういう問題も起ると思います」と述べ、竹島=独島が日本領外になることを当然視した。この発言に対して日本政府は何ら異議をとなえなかった。

しかし、二年後の日本政府は「平和条約は、日本が権利権限その他を放棄すべき地域は定められております。それ以外の旧日本領土は、当然日本に帰属すべきものである」と主張するようになった⁷⁾。しかし、これは疑問である。実際に南シナ海の東沙諸島のように日本の放棄を規定せずとも日本に帰属しなかった島嶼があるし、後述するハボマイ・シコタンの例からも日本政府の見解は無理である。東沙諸島は戦時中に日本が軍事占拠したため、アメリカの草案では49年まで西沙諸島や南沙諸島とともに日本の放棄が規定されていた。しかし、50年にダレスが簡単な草案を作成して以来、重要でない東沙諸島や竹島=独島はアメリカ草案、ひいては米英共同草案に規定されなかつたのである。

さて、日本では概して竹島=独島はあまり関心を持たれず、戦後は同島に関する全国紙の報道なども条約調印直前まで皆無であった。それも無理はない。元禄竹島一件以後、日本が同島を支配したのは、領有権問題にはほとんど関係のない韓国併合時代（1910-45）を除くと1905-10年のわずか5年間であった。

今の外務省は17世紀半ばに日本は竹島=独島の領有権を確立したと主張するが、そうした事実がないうえに江戸幕府は17世紀末には竹島（鬱陵島）・松島（竹島=独島）の領有を放棄したのであり、幕府も両島へ渡海していた大谷・村川両家も竹島・松島を渡海禁制の地、すなわち日本領外であると認識していた⁸⁾。そのため、竹島=独島への渡航がほとんど途絶え、竹島=独島は19世紀にはなじみの薄い存在になってしまったのである。

1951年8月3日、外務省は7月20日付け米英共同草案をもとに『日本国との平和条約草案の解説』を国会へ提出⁹⁾、翌日には報道機関へも公表した。同書は「朝鮮の範囲には済州島、巨文島および鬱陵島が含まれることになっている」「千島列島の範囲は明示されていない」と記すのみで竹島=独島やハボマイ・シコタンにはふれなかった。

このころから、竹島=独島問題が外務省で浮上したことが島根県総務課長「復命書」からうかがえる¹⁰⁾。それによると9月1日、総務課長今岡武雄は島根県で出回っている風説の真偽を確かめるために外務省を訪問し、島根県知事の「島根県領土 竹島（レインコート島）の再確認について」と題する請願書を提出した。請願書はSCAPIN-677によって行政上の管轄権外になった竹島=独島が平和条約にて日本領土として最終的な確認が得られるよう政府の尽力を要望するという内容であった。

今岡「復命書」によると、外務省との面談において条約局条約課長補佐力石ならびに政務局特別資料課事務官川上健三は「今回の條約草案にもこの竹島が日本領外であるとの規定はいざこにもなく、とやかく疑義を持つすじ合ではない」「竹島は完全に日本領の一部として認められる旨、新聞発表を行った次第である」と今岡に説明した。風説については「鬱陵島は昔、竹島と呼ばれた時代があり又現在もその島群中に竹嶼と云はれる岩嶼があるので、今度の竹島と混同され、種々の憶測が為されたものと思われる」と述べるのみで、竹島=独島を日本領とする根拠は何も示さなかった。かえって、今岡に竹島=独島の領有権に関連する資料の収集を依頼した。その席上、川上はSCAPIN-677について「日本の行政管轄外に〔竹島=独島が〕置かれていたが、之は領土問題とは全く別個な占領政策上の必要な措置であった」と説明した。川上は竹島=独島

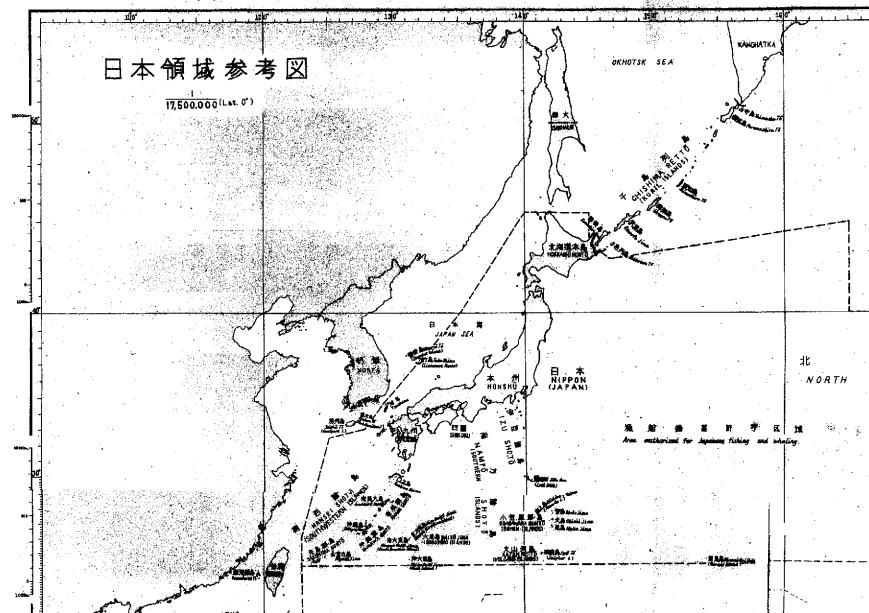
が行政管轄外になったことを説明しても、日本国外とされたことを説明しなかった。後年、川上健三はSCAPIN-677について「日本領域の特定地域に対して日本政府が政治上または行政上の権力を行使し、または行使しようと企てることを停止する」「特定地域中には竹島も含まれる」と記した¹¹⁾。これは先の池内敏の見解と同様に誤りである。すなわち、竹島=独島は日本国外の地域とされたのである。

外務省が島根県などに竹島=独島を日本領と主張する根拠を示せなかったのも無理はない。戦後、外務省はアメリカに対して日本の領土に関する要望書を提出すべく何度も案を作成したが、そのいずれにおいても竹島=独島を除外した。具体的には前述の49年5月『対日講和条約についての基本的要求』、50年10月「A作業」と称して作成した「米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針（案）」や「対米陳述書（案）」なども¹²⁾、竹島=独島を除外した。また、51年1月には「D作業」と称して「わが方見解」を作成してダレスへ提出したが¹³⁾、その中でも竹島=独島を除外した。このように47年の『日本周辺の小島』（4）以降は何の検討もしなかったようであり、外務省が竹島=独島の領有権に関する明確な資料を提示することは無理だったであろう。

それが、条約調印の直前になって竹島=独島問題が外務省で浮上、先の今岡「復命書」によれば、外務省の力石らは「條約局長も本省関係者を集め、前述の如き本省の見解を確認したる上、講和会議に出発した」「伊達全権委員も此の件につき、本省に交渉あり、本見解を了解せられている」と今岡に語った。全権委員にまで竹島=独島を説明したのは、島根県が要望したように同島の帰属をアメリカに確認するつもりだったと思われる。

しかし、アメリカでの確認が思わしくなかったのか、外務省は10月20日に国会にて配布した『日本国との平和条約説明書』¹⁴⁾でも竹島=独島にはふれなかつた。ただし、付属の「日本領域参考図」（図1）には「竹島 Take Shima (Liancourt Rocks)」が描かれた。この地図には、なぜかタイトルの「日本領域」とは無縁の「漁船操業許可区域」が直線（破線）で描かれた。さらに丹念に見ると、竹島=独島・北方4島・南西諸島の「口之島」などの本土寄りに、伊豆諸島の孀婦岩の南に短い曲線（破線）が引かれており、これらの内側がタイトルにい

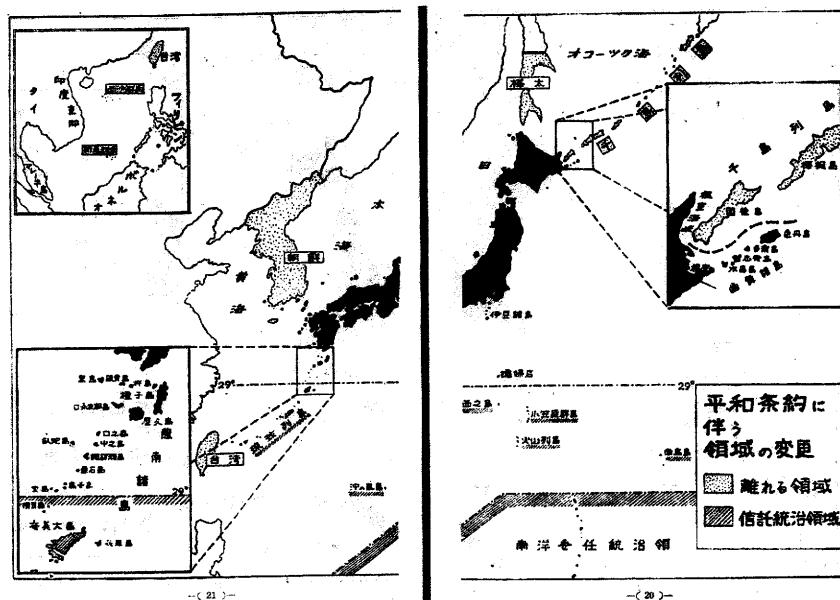
1951年10月20日、衆議院 平和条約及び日米安全保障条約特別委員会にて配布
(出所: 芦田均関係文書 No.380-18)



〈図1〉 日本領域参考図（1951.10.20 衆議院にて配布）

う「日本領域」を示すようである。今回の条約が発効すれば口之島を含む北緯29度以北の南西諸島は日本の領域になる。したがってこの地図は講和条約が発効する前のSCAPINによって規定された日本の領域を表示したようである。本来なら、政府は条約によって日本の領域がどうなるのかを示す地図を国会へ提出すべきなのにそれが無理だったのか、このように不適切な地図を提出して国会で批判をあびた。

政府は11月になってやっと条約後の日本の領域を示せるようになった。それが外務省條約局・法務府法制意見局が編集して印刷庁が発刊した『日本の約束一解説平和条約』である。これに付属した地図「平和条約に伴う領域の変更」（図2）にて口之島など北緯29度以北の島々は日本領に、29度以南は信託統治領に描き、北方4島はハボマイ・シコタンを日本領に、クナシリ・エトロフを日本から分離される領域に描いた。北方4島の描き方は日本が47年にアメリカへ提出した『日本周辺の小島』（1）¹⁵⁾の趣旨と同じなので、北方4島は日本の



〈図2〉外務省・法務府「平和条約に伴う領域の変更」

希望どおりに条約で規定されたと日本政府は理解したといえる。実際は、アメリカはイギリスとの協議において「ソ連がハボマイ・シコタンを占領しているので条約で速急に決定するより将来の調停や国際法廷にまかせたい」と提案して同意を得ていた¹⁶⁾。米英両国は将来紛議が起き得ることを承知で意図的にハボマイ・シコタンを条約で規定しなかったのであり、決してハボマイ・シコタンを条約にて日本領と認めたわけではない。この例からも条約に記載されなかった島嶼はすべて日本領になったという外務省の論理は成り立たない。

なお、付属地図において竹島=独島は描かれなかった。また、本文の中にも竹島=独島に関する記述はない。同書の編集には法制意見局（今日の内閣法制局）が加わっているので厳格な法的判断がなされたのであるが、日本政府の判断は、条約に規定されなかった竹島=独島の法的地位は何も変化しなかったという結論である。

一方、塚本孝は「対日平和条約によって竹島の法的地位に変動がなかったとすれば、第二次世界大戦前に竹島が日本領であったことに変化がない、すなわ

ち対日平和条約によって日本の竹島保持が確認されたことになる」と記したが¹⁷⁾、この主張は疑問である。塚本はSCAPIN-677にて竹島=独島が日本国外とされた事實を無視したようである。実際は、SCAPINによって竹島=独島が日本国外とされた状態が条約によって変化しなかったのである。

実際、日本政府はこの見解に立って条約以前の政策をそのまま継続し、竹島=独島を日本領外とした法令の条項を条約発効後も改訂しなかった。たとえば、50年12月12日付け法律第256号「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」第4条にいう「本邦」の範囲が翌年2月13日付け大蔵省令第4号などによって定められたが、政府は条約発効時にこれを変えなかった。同省令は竹島=独島、ハボマイ・シコタンなどSCAPINによって日本国外とされた島嶼を「本邦」の島としなかった。それどころか、政府は新たに「接收貴金属等の数量等の報告に関する法律」を52年8月5日に制定し、関連の大蔵省令99号にて竹島=独島や千島列島などを「本邦」に含めないと規定した。サンフランシスコ条約発効後も日本政府は法令上にて竹島=独島を本邦の島嶼とみなかつたのである。

なお、上の大蔵省令4号は、小笠原諸島などが日本へ返還された時に大蔵省令37号（1968.6.26）によって同島や南西諸島などが「本邦」の扱いになったが、千島列島やハボマイ・シコタン、竹島=独島は依然として「本邦」外のままで変わらずに今日に至っている。

3. 竹島=独島領有権の検討と「物的証拠」探し

講和条約にて竹島=独島が日本領に解釈されるという根拠や論理を見いだせなかった外務省は島根県に竹島=独島の調査を依頼した。51年9月1日、前述のように外務省へ陳情に来た島根県に対して川上健三は竹島=独島の日本領土編入（1905年）以来の歴史的経緯並びに漁業関係の実績に関する調査を依頼した。具体的な質問事項は、①竹島=独島が日本領土として編入された経緯、②現今まで同島を漁業上利用し、また獲得した権益等の歴史的状況、③中井養三郎を中心とする漁業の実際、④竹島=独島と鬱陵島との歴史的、地理的関係、⑤元禄年間、鬱陵島にて朝鮮人と衝突の結果、竹島=独島にも近づくことを

禁止したか？事実とすればその事情、⑥「竹島にも近づくことを禁止した事実」が鬱陵島（朝鮮領土）に渡航を禁じた事実と混同され、竹島＝独島の日本領土として所属関係に錯誤を起こしたような事実があったかどうかなどであった¹⁸⁾。この質問事項をみると、川上健三はこの時は竹島＝独島の日本領編入経緯を始めとして歴史をほとんど知らなかったことがわかる。

外務省から依頼を受けた島根県はそれを隱岐島府に依頼し、その結果を川上へ9月21日に回答した¹⁹⁾。回答書で注目されるのは元禄期の朝鮮人との衝突、いわゆる竹島一件にまでさかのぼっても島名の錯誤はなかったと記したことである。外務省が先に新聞発表した島名混乱を理由とする風説の否定が川上健三の単なる當て推量だったことが明らかになった。一方、回答書は1904年から09年まで竹島＝独島でアシカの毎年の捕獲量を約100頭と記したが、これは約1,000頭の誤りである。

この回答書に対して川上健三はすぐ追加で ①中井の後、八幡長四郎および橋岡忠重の漁業状況の実際、②竹島の朝鮮名の有無、あればその経緯を島根県へ質問した。川上は「竹島の朝鮮名」を尋ねる理由を「朝鮮は最近しきりに独島と波浪島の韓国領土を主張しているが、独島は竹島のことと解せられる節があるので古よりかかる名称があったかどうか（出来る丈詳細に）」と述べた²⁰⁾。かつて川上らは『日本周辺の小島』（4）にてリアンクール岩には朝鮮名がないと記してアメリカへ提出したが、それが誤りであることを川上は気がついたようである。

島根県は今度も隱岐支庁へ調査を依頼した。隱岐支庁は橋岡忠重から報告書を出させ²¹⁾、それをもとにして10月16日に中井の後の漁業を詳細に報告した²²⁾。しかし、その報告書に川上が詳細に知りたがっていた「竹島の朝鮮名」に関する記述はない。おそらく島根県は「竹島の朝鮮名」を独自に調査して外務省へ回答したと思われるが、島根県の回答書だけが一連の文書綴りに見当たらぬ。「竹島の朝鮮名」については島根県教育会が1923年に発刊した『島根縣誌』に竹島＝独島は「朝鮮にては獨島と書す」と書かれているので、島根県は川上へそのように回答した可能性が高い。

翌52年1月、韓国は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」いわゆる平和線

（李承晩ライン）を宣言し、竹島＝独島を平和線内に組み込んだ。平和線をもうけた理由は、かねて韓国が要求していたマッカーサーラインに代わる漁業規制がサンフランシスコ条約にて見送られ、しかも日本が同条約9条および21条に規定された漁業交渉を韓国にはなかなか応じようとしなかったので、韓国政府は日本漁船の乱獲から漁場を守ることを主目的にマッカーサーラインと実質的にはほぼ同等の規制線をもうけたのである²³⁾。これは前年の中国による華東ラインに次ぐ、日本漁船を主な対象とした規制線である²⁴⁾。

平和線に反発した日本政府は口上書を韓国へ送って竹島＝独島にもふれ「韓国は竹島として知られている日本海の小島に領土権を主張しているかのように見えるが、日本国政府は韓国のかかる僭称または要求を認めるものではない」と主張した。こうした文言を口上書に入れるよう提議したのは川上健三である²⁵⁾。

平和線問題は2月15日に始まった第1次日韓会談でも取りあげられた。これに先だって外務省は「日韓漁業交渉資料」を作成したが、その第3冊は『日本海の竹島について』である²⁶⁾。同書は全21頁からなるが、これは先の島根県回答書をもとに2月2日に外務省が作成した初の竹島＝独島に関する冊子である。これは53年3月に国会にて配布されるなど²⁷⁾、外務省の竹島＝独島に対する基本認識を明らかにする重要な冊子である。

同書の内容は「1 概説」にて地理や地形、「2 領有の経緯」にて『隱州視聴合記』、長久保赤水の地図、李暉光『芝峰類説』、朝鮮の空島政策、島名の経緯、西洋人の竹島＝独島発見、中井養三郎の「リヤンコ島領土編入並びに貸下願」、1905年島根県告示40号など、「3 島名の変更」にて西洋の地図の影響による島名の混乱、「4 経営」にて中井養三郎のアシカ猟など、「5 韓国の竹島に対する主張」にてマスコミをつうじて得た韓国の主張の紹介とそれに対する批判を記した。同書の中には誤りも散見される。同書は竹島・松島の島名混乱を説明する中でシーボルト「日本地図」にてタカシマ（Takasima）とされた架空の島アルゴノートを取りあげ、「アルゴノート島の名が地図上から消えるに及んで、竹島の名は自然第三の島リアンクール島に移るようになった」と記した。著者はリアンクールを竹島と命名したのは1905年の閣議決定であることを知らなかつたのである。

同書の主張を要約すると、韓国の領有権主張には根拠がないが、日本は古くから竹島＝独島をよく知っており、1903年に始まったアシカ猟がもとになって同島を1905年に日本領へ編入して経営してきたというものである。この冊子で注目されるのは、17世紀の日本人の竹島＝独島でのアシカ猟にふれていないことと、サンフランシスコ講和条約に対する解釈が示されていないことである。外務省は依然として竹島＝独島が条約によって日本領になったと解釈できるのかどうか、公式に結論を出せずにいたようである。

このように日本政府の領有権主張が充分でないことについて島根県の東京事務所は「竹島が日本領土であるという歴史的理論づけ（物的証拠）が〔政府内で〕問題となり、政府側（外務省・地方自治庁）に同島の領土宣言などの公文書類が不足」しているとした見解を島根県庁あて「東京情報」に記した²⁸⁾。

ここに地方自治庁の名が登場するが、同庁は講和条約発効前に日本が駐留軍に提供する日本各地の軍事基地や施設などを管轄していた。その中で竹島＝独島はSCAPIN-2160によって駐留軍の爆撃演習地として提供していた。講和条約後も竹島＝独島を爆撃演習地に指定すべきかどうか、それ以前に同島を日本領とする根拠を確認する必要があった。地方自治庁は島根県に52年5月1日付け「隠岐支庁管内竹島に関する照会」を送り、鳥取藩時代の資料、島根県告示40号の経緯、その他竹島＝独島の沿革に関する資料の提供を依頼した²⁹⁾。

この要求にこたえて島根県は「物的証拠」となる史料を探訪し、報告書「竹島（旧松島）をめぐる諸問題」を地方自治庁へ5月12日に提出した³⁰⁾。二十数ページからなるこの報告書は竹島（鬱陵島）・松島（竹島＝独島）が『隱州視聴合記』（1667）に記載されていることや、大谷家文書『竹島渡海由来記抜書控』（『抜書控』と略称）によれば大谷甚吉が竹島（鬱陵島）を発見して幕府から渡海許可を得たこと、同書中の「大谷九右衛門勝信手記」（1681）によれば竹島へ行く道筋にある小島（竹島＝独島）で海鹿魚油を少しづつ得ていたこと、『長生竹島記』（1801）によれば竹島の往復にかならず松島（竹島＝独島）へ碇泊しており、同書に松島は「本朝西海のはて」と記されていること、『竹島図説〔説の誤り〕』（1751）によれば元和5（1619）年から朝鮮人が竹島（鬱陵島）へ來ていたこと、『抜書控』によれば元禄6（1693）年に朝鮮人を竹島か

ら連行したこと、この事件をめぐる日朝交渉の末に幕府が竹島（鬱陵島）渡海を禁止したこと、明治時代に中井養三郎がリヤンコ島（竹島＝独島）でアシカ猟をおこない、1905年に「リヤンコ島領土編入並びに貸下願」を出した結果、同島が島根県の管轄下になったことなどを記した。

島根県の報告書はこうした経緯から「竹島・松島における日本の支配権や漁業権は一応確立していた」と見たうえで、日朝交渉（元禄竹島一件）において「竹島〔鬱陵島〕は古くから日本の支配権があり領土であるという一札を朝鮮国王に入れさせ、あらためて統治を幕府より朝鮮国王に委任するという格好で対朝鮮交渉を終えている」、「竹島（鬱陵島）渡航は厳禁されたが、松島渡航を禁じている古文書は一通もなく、歴史的には勿論日本領土である」と記した。さらに、竹島渡海禁止後も『朝鮮竹島渡航始末記』に見られるように竹島（鬱陵島）への密航は続いていたと記した。

この報告書は短期間でまとめただけに問題点が多い。まず、元和5年は元禄5年の誤りであろう。また、同書は個人が著した信頼性の低い『竹島図説』、『長生竹島記』、『抜書控』などを検証もなしに史実として引用し、「竹島は古くから日本の支配権があり領土であるという一札を朝鮮国王に入れさせ」と記すなど、史実に反する誤りが多い。この報告書は写しが外務省にも送られた。後日、外務省は日韓政府間でおこなわれた竹島＝独島の領有権論争においてこの報告書を基本にして歴史的経緯を主張したのである。

先の島根県東京事務所「東京情報」は「政府側（外務省・地方自治庁）に同島の領土宣言などの公文書類が不足しており」と記したが、これは日本が国家として竹島＝独島に対する「領有宣言」をしなかったことを弱点とみたのである。さらに「東京情報」によれば、外務省は日韓間の領土紛争を解決する手段としてアメリカに竹島＝独島が日本領であることを間接的に認めてもらうことを企てた。具体的には日米行政協定2条に規定された日米合同委員会にて竹島＝独島を駐日米軍の爆撃演習地に決定することである。その場合は竹島＝独島への渡航ができなくなるので、先の「東京情報」によれば島根県はこれに反対して陳情書を外務大臣および農林大臣へ提出した。この陳情を仲介したのは島根県選出の衆議院議員山本利寿であるが、かれは衆議院外務委員会にて「日本

に駐留軍の演習地の設定にあたって、その竹島あたりが演習地に指定されるならば、この領土権を日本のものと確認されやすい、そういうような考え方から、これが演習地の指定を外務省がむしろ望んでおられるというようなことがあるかどうか」と質問した³¹⁾。山本は政府が竹島=独島の領土権確保を理由に島根県の要望を却下する方針であることを確かめたのである。これに対して政府委員は「大体そういう考え方でいろいろ進んでおる」と回答した。こうして外務省の計画どおりに竹島=独島が演習地に指定され、7月26日『官報』に公示された。

竹島=独島の爆撃演習地指定は韓国を無視してなされたため、これを知らず竹島=独島へ出漁した鬱陵島漁民が米軍機の爆撃を受けるという第2次独島爆撃事件が52年9月15日に起きた。韓国政府がこれに関してアメリカへ善処を申し入れるや、翌年1月20日、米軍は竹島=独島を演習地として使用しないことを韓国政府に約束した³²⁾。日本では遅れて3月19日になって日米合同委員会が演習地の指定を解除した。日本政府はこれも竹島=独島の領有権主張に利用し、外務省の下田武三は衆議院外務委員会にて竹島=独島が日本領であるからこそ合同委員会において指定や解除を決定したと語った³³⁾。この見解に対して共産党議員の川上貫一は国会において「その〔韓国の〕抗議によってこの竹島をリストから除いたということは、アメリカが向う〔韓国〕のものだと思ったから除いた、こういう解釈が成り立つわけです」と主張し、政府見解の弱点を突いた³⁴⁾。ただし、川上貫一は竹島=独島を日本領と考えての発言である。

4. 日本の竹島=独島制圧

竹島=独島の演習地指定を日米合同委員会が解除して2か月後の53年5月19日に外務省はこれを官報に公示した。このように発表が遅れたのは、その間に日本政府の苦悩があったためと思われる。もし演習地の指定解除を公表すると竹島=独島への渡航を止められず、そうなると同島で韓国側とどのような事態が起きるかわからない。竹島=独島では韓国人50-60人が上陸しているのを目撃したという情報もある³⁵⁾。実際、鬱陵島民が1938年からは連年出漁しており、48年には多数の韓国漁民が死亡したアメリカ軍の第1次独島爆撃事件もあつ

た。その後も韓国漁民の出漁は続いていた³⁶⁾。したがって、演習地の指定解除前に竹島=独島の現状がどうなっているのか、韓国漁民の竹島=独島への出漁状況がどうなのか、あるいは今後予想される事態をあらかじめ把握し、場合によっては竹島=独島への渡航を止める方策を探す必要がある。

そのためか、山陰海域を管轄する海上保安庁 第8管区海上保安本部（「8管本部」と略称）所属の巡視船「おき」（389トン）は53年4月「竹島哨戒」と称して竹島=独島に上陸した³⁷⁾。島にはアシカがいるだけで人の姿はなく、ワカメなど海藻が生い茂っていたという。日本政府はこの現状に安心したのか、この直後に演習地の指定解除を官報に公示した。実は、4月は鬱陵島民が出漁する直前であった。

公示後、島根県水産試験船「島根丸」（63トン）が対馬暖流海況調査の一環として5月28日に竹島=独島へ接近し、約30名の韓国人が本格的な潜水器具を使用してワカメやアワビを探っているのを確認した³⁸⁾。島根丸から報告を受けた外務省はこれを単純な日本の領土権への侵害、出入国管理令および漁業関係法令違反と判断した。6月、外務省は保安庁（現在の防衛省）、入国管理局、海上保安庁と合同会議を開き、重要な「竹島問題対策要綱」を決定した³⁹⁾。この要綱は外交上の理由で公開されていないが、基本方針は、①竹島=独島に対する領土権の確認をする、②領土権に対する侵害を排除する、③竹島=独島における日本人の漁業権を確保することであった⁴⁰⁾。次に、この方針を日本政府が具体的にどのように実行したのかをみることにする。

(1) 「領土権の確認」作業

外務省は、竹島=独島を在日米軍の演習地に指定したことでアメリカに対する「領土権の確認」を終えたと考えたであろう。外務省は、次のステップとして韓国政府へ竹島=独島に対する日本の「領土権の確認」を求める書簡「日本政府見解1」（53.7.13）を送った。見解書の詳細は先行研究に譲るが⁴¹⁾、この見解の元になったのはこのころ執筆された川上健三『竹島の領有』、速水保孝『竹島漁業の変遷』などである。『竹島の領有』は8月に外務省条約局にて刊行されたが、同書は60年に参議院予算委員会に参考資料として提出されるなど長く

外務省の公式文書として活用された⁴²⁾。

韓国政府は「日本政府見解1」に対して9月9日付け「韓国政府見解1」を日本政府へ送って全面的に反論した。外務省はこの見解書を見て「本件については従来とも書面のやりとりのみの交渉方式を取っているが、既に双方の見解は出尽くした感があり、これ以上続けるのは水掛け論となるから、竹島関係の歴史、古文書、国際法に関する斯界の権威者を交えた研究会等で充分検討を加えたうえ□□……□□国際司法裁判所へ提訴し、傍ら国内外の世論の指導に努むべきものと考えられる」との方針を立てた⁴³⁾。この中で国外の世論の指導とはアメリカなどへ日本の見解を広めることを指すのであろう。また、□□……□□は墨塗りの部分であるが、これは後述のように「韓国の出方や国際情勢を見極めて」などと推測される。

外務省はこの方針にしたがって11月から領土問題について識見をもった学者たちを動員し、頻繁に研究会を開いて「韓国政府見解1」に対する反駁および国際司法裁判所（ICJ）へ提訴する準備をおこなった。そして研究会は多数の資料を作成した⁴⁴⁾。これらの研究で大いに活躍した学者は国際法では皆川洋、歴史学では朝鮮史が専門の田川孝三である。

外務省はこうした資料などをもとに「日本政府見解2」（54.2.10）を韓国政府へ送った。この時、日本政府はICJ提訴の基本的な準備を終えたのである。これに対して韓国政府は「韓国政府見解2」（54.9.25）にて反論したが、両者の応酬は外務省の予想どおりにほとんど水かけ論になった。

(2) 「領土権に対する侵害」排除

日本政府が先の「竹島問題対策要綱」を決定したとき、会議に保安庁も参加した。長官の木村篤太郎は国会で「われわれの方の警備隊【今日の海上自衛隊】の出動いたしますことは、これは最後の手段であります。それまでにあらゆる平和的の解決手段を講じたいと、今それらの方面において処置をいたしております」と説明した⁴⁵⁾。この考えは対策要綱にしたがったものであり、日本は「領土権に対する侵害」排除には軍事力を使用せず、海上保安庁などの警察力で解決する方針を決めていたのである。

先の会議では具体的に「竹島周辺海域の密航・密漁取締り強化」を決定し、詳細な実施方法まで決めた。この概要是「韓国人漁夫が竹島に上陸した事案を想定して、その場合に執るべき様々な具体的な措置について、これらの措置を実施する上での優先順序ないし先後関係を示すなどした上で、これを執った場合に想定される韓国側の反応と、これを踏まえた更なる我が国側の対応策等について、政府部内で立案策定された体系的な内容が汎用的な形式で記載されています」とされる⁴⁶⁾。この「具体的な措置」は公開されなかったが、実際に日本の官憲が6月27日に実施した実力行使は「8管本部」などの武装した臨検班が竹島＝独島に上陸し、韓国漁民たちを尋問して韓国官憲が竹島＝独島をどのように巡視して統治しているか、あるいは漁民たちは竹島＝独島に領土意識をもっているのかなどを探り、日本人の竹島＝独島漁業の可能性などを調査する一方、竹島＝独島に日本の領土標柱ならびに漁業禁止の立て札を立てて韓国漁民に退去を通告したのであった⁴⁷⁾。

この実力行使をとおして日本政府は竹島＝独島の制圧が可能であると判断したのか、毎週のように巡視船を竹島＝独島へ派遣して領土標柱などを確認した。しかし、それも長く続かなかった。7月12日、憤激した漁民の訴えを聞いた鬱陵警察署の巡邏班が竹島＝独島へやって来た巡視船「へくら」と談判し、連行に応じずに回航した「へくら」を銃撃したのである⁴⁸⁾。この事件が起きるや、日本の国会では政府の軟弱な対応を非難する声が高まった。こうした声に対して外務省は領土権の紛争という国際問題を解決するため強硬に武力を行使するのは憲法9条で禁止されていると説明した⁴⁹⁾。また、この問題で日米安全保障条約を適用する考えがないことも付け加えた⁵⁰⁾。日本の施政権が及ばない地域に安保条約は適用できないのである。

外務省はこの事件を韓国政府へ抗議すると同時にアメリカにも竹島＝独島問題を訴えた⁵¹⁾。外務省の対処方針は、アジア局第2課が8月に作成した「竹島問題処理方針」に示されているようであるが、この文書は前半部分が墨塗りされている。後半部分はICJに関するものであり、ICJ提訴の実行にあたっては「韓国の出方および国際情勢を十分見極めた上、適当な時期を選ぶことが必要」とされた⁵²⁾。日本はあくまで軍事力を使用せず、平和的に問題解決をはかる方針

であった。その後も日本政府は現地へは巡視船をしばしば派遣し、領土標柱が韓国側によって撤去されるやすぐに再建した。領土標柱が竹島＝独島に立っていた日数を基準に考えると、日本は最初に領土標柱を立てた53年6月末から約11か月間に約80%も竹島＝独島を支配したことになる⁵³⁾。その後も巡視船が頻繁に竹島＝独島へ航行したが、同島が鬱陵島民の漁期に入った翌年5月初旬からは領土標柱の設置は困難になった。こうした巡視船の派遣回数は1953、54年にはそれぞれ17回、55－59年には年2－3回、60－65年には年1回であった。

(3) 「日本人の漁業権」確保

1953年6月、竹島＝独島が駐日米軍の爆撃演習地から解除されるや、島根県は橋岡忠重に同島でのアシカ猟を、隠岐島漁業協同組合に新規の根付漁業を許可した。橋岡はさっそく隠岐高校の鵬丸に便乗し竹島＝独島へ行き、25日に上陸した。そこでアシカを数えたところ、わずか50－60頭であったという⁵⁴⁾。この時期はアシカの繁殖期でオスが島へ殺到する時期であり、1905年ころの同時期は数万頭のアシカがいたが、それが50－60頭に激減してしまっていた。これではアシカ漁業は成り立たない。一方、隠岐島漁業協同組合は竹島＝独島へ出漁しようとはしなかった。すでに韓国漁民が竹島＝独島で漁業をおこなっていたので、渡航を見合わせたのである。

一方、竹島＝独島で「日本人の漁業権」行使するとの方針を立てた日本政府は、無理にでも隠岐島民に竹島＝独島で漁業をやらせようと官製漁業を島根県と企画した。54年、島根県は水産商工部次長 重田を団長に、竹島＝独島漁業を調査した実績のある水産課技師 井川信夫、隠岐久見村漁業協同組合長 脇田敏ほか漁民からなる出漁団を秘密裡に編成した⁵⁵⁾。5月3日、かれらは巡視船5隻の護衛を受けて島根県漁業取締船「島風」に乗って竹島＝独島へ航行した。竹島＝独島では漁民たちが期待したアワビやサザエの収穫量は30貫(114kg)と少なく、日本ではありません価値がないうえにやや時期遅れのワカメが大量に採れた。漁民たちは竹島＝独島がほとんど魅力のない漁場であることを知った。その後、漁民たちは二度と竹島＝独島での根付漁業をおこなわなかった。こうして「日本人の漁業権」を確保するという政府の方針はほとんど無意味になった。

5. 日本の竹島＝独島政策の転換

日本の巡視船の竹島＝独島接近が続くや、54年5月中旬から韓国海洋警察隊が竹島＝独島の巡視を始めた。海洋警察隊の警備船「七星号」が5月18日に、同じく「織女号」が6月11日に竹島＝独島を巡視した。民間では4月25日に鬱陵島民が島民決起大会を開催して独島防衛対策委員会を結成し、独島自衛隊が6月から竹島＝独島に常駐し始めた⁵⁶⁾。さらに韓国国会でも竹島＝独島問題を重視し、民議員議員らが警備船「火星号」に乗って7月25日に竹島＝独島を視察した。この3日後、日本の巡視船が竹島＝独島へ接近したが上陸せず、西島にてテントを張っていた作業員6名に「マイクを通じ竹島は日本領であって韓国領ではないから早急に立ち去るよう韓国語で警告した」という⁵⁷⁾。しかし、彼らを強制的に排除しようとはしなかった。

一方、韓国政府は8月1日に独島警備命令をくだし、東島に警備隊詰所や韓国の領土標識を設置した。その後も無線塔や灯台を建設するなど、竹島＝独島の警備体制を強化した。そうしたおり、巡視船「おき」が竹島＝独島にて官民共同の警備隊に銃撃される事件が23日に起きた。弾丸はブリッジ電池室のベンチレーターを貫通した程度で大した被害ではなかった⁵⁸⁾。この事件の結果、日本は軍事力を使用しないかぎり竹島＝独島の制圧は困難なことが明らかになった。

日本政府は銃撃事件を重視し、関係部署の外務省、防衛庁、国家地方警察本部、入国管理局、海上保安庁が協議した。この中で「実力行使に関連した対処方針」も検討されたというが、その詳細は公開されていない⁵⁹⁾。日本側が竹島＝独島で実力行使をおこなった場合の影響について海上保安庁は「今後、あじ、さば漁や何かの警備方針にも影響」すると分析していた⁶⁰⁾。ここにいう「何かの警備方針」とは平和線（李承晩ライン）の警備体制を指すようであり、竹島＝独島問題がこじれると韓国が反発して平和線の警備を厳重にする可能性があると予想したのである。竹島＝独島問題が漁業および平和線問題に飛び火するとなると、日本の損失は莫大であり、経済的な側面からも武力行使は取りにくく。外務省は韓国の一連の警備について「既得権を作ろうというような趣旨からここ〔竹島＝独島〕に入っていると見られるのでありますて、必ずしも日本

国全体に対する侵略、侵害とは考えられないという解釈をとりまして、目下のところでは海上保安庁がこれに対処しておる。防衛庁はまだこれに対して措置をとるというまでには至っていないのであります」と国会で説明した⁶¹⁾。現場での対応は、韓国の行動を侵略とはみなさず、海上保安庁が竹島=独島を観察するにとどめる方針に変更はなかった。

日本は武力・実力行使をとらないとなると、平和的に解決するしかない。その一つはアメリカなどへ訴えることである。巡視船「おき」銃撃事件が起きたとき、外務省は韓国の「不法行為」を訴える電報を主な国へ打ち、関連の資料も送ったという⁶²⁾。また、首相吉田茂は8月31日に国連軍司令官ハル(John E. Hull)と会見して「おき」銃撃事件を話し合った⁶³⁾。さらに吉田は訪米して国務長官ダレス(John F. Dulles)と会見して日韓関係について「大局的な意見交換」をかわしたという⁶⁴⁾。当然、竹島=独島問題も話し合ったことであろう。しかし、こうした行動はあまり成果がなかったようで、海上保安庁長官山口伝は「従来もたびたびありましたが、アメリカの斡旋を頼むとかいろいろなこともあつたが、十分にそれがいかないのであります」と率直に語った⁶⁵⁾。

アメリカが日本の斡旋要請を受け入れなかつたのは竹島=独島問題に巻きこまれるのを避けたためである。国務省はすでに53年12月9日にダレスが駐韓および駐日アメリカ大使館へ電報を送つて「リアンコールト岩を日本領と考えるのはアメリカ一国の見解に過ぎない」「アメリカは日韓間の領有権紛争に巻きこまれてはならず、問題解決はサンフランシスコ講和条約22条にしたがつて国際司法裁判所にまかせるべきである」との結論を出していた⁶⁶⁾。このため、日本政府はアメリカから何ら助力を得られなかつたのである。この時、アメリカも竹島=独島はサンフランシスコ講和条約にて未解决のまま残されたと認識していたのであり、竹島=独島が日本領になったと認めたわけではない。ちなみに、現在のアメリカ政府は地名委員会がリアンコールト岩を南朝鮮の領域として扱つており⁶⁷⁾、これにそつてアメリカ国家地球空間情報局の水路誌はリアンコールト岩を朝鮮沿岸の中で扱つていて⁶⁸⁾、もはや竹島=独島を日本の領域として扱つていない。アメリカはその後の研究によってラスク書簡に疑問をもつたのであろう。

さて、日本政府は残る解決方法としてICJへの提訴準備作業を始めた。日本は前述のように提訴のための基礎研究を前年から進めていたが、9月25日、日本政府は韓国へICJへの共同提訴を提案した。これに対して韓国は「提案は司法的な仮装で虚偽の主張をおこなうもう一つの企図にすぎない」として10月28日に提案を拒否した。そのため裁判は成立しないが、外務省は韓国の拒否は計算済みであり、その場合でも「国際世論に与えます影響というものは無視することのできない」とみてそれなりの効果があると考えていた⁶⁹⁾。

さらに外務省はICJ提訴がうまくいかない場合は国連で取りあげる方法があることも国会で明らかにした。この場合は「平和が脅威されるという事態の発生が必要になる」ので、「日韓間に現実の紛争が起つたというような場合には、これは国際連合で取上げ得る」と国会にて説明した。ただし、日本は平和的解決をはかる方針なので、わざわざ竹島=独島へ行って紛争を起こすことはできない。このため、国連に提訴するような事態は今のところ起きないと見ていた⁷⁰⁾。

結局、日本は竹島=独島を警察力で制圧する方針を放棄したが、アメリカの斡旋もうまくいかなかつたし、ICJへの提訴も成立しなかつた。さりとて、竹島=独島で紛争を起こして国連へ提訴するのは日韓関係を危険にさらし、漁業や平和線問題に波及しかねないので採用できない。残る手段として日本は竹島=独島問題を当初の議題になかった日韓会談へ持ちこまさるを得なかつたのである。ただし、日韓会談は53年のいわゆる「久保田発言」のため韓国政府が硬化し、58年4月まで中断されていた。

6. おわりに

1946年、連合国最高司令官の指令SCAPIN-677にて日本国外とされた竹島=独島は、日本ではほとんど関心を持たれなかつた。わずかに、外務省で川上健三らが竹島=独島を含む『日本周辺の小島』(4)を取りまとめて47年にアメリカへ提出したくらいであった。その後の外務省は、北方4島などに比べて重要度の低い竹島=独島を領土問題から除外し、アメリカへ要望する諸資料では竹島=独島には一切ふれなかつた。

一方、アメリカの草案は竹島=独島の帰属に関して揺れ動き、49年には韓国

領から日本領に変更したが、翌年、同島は東沙・西沙・南沙諸島と同様に重要でないと判断して同国の最終草案から削除していた。また、イギリス草案でも竹島＝独島の所属は揺れ動いたが、最終草案では日本の領土外とした。外務省はこの草案を秘密裡にアメリカから見せられて意見を求められたが、竹島＝独島にはふれず、同島が日本領外になっているのを黙認した。

米英両国は、条約草案の全般にわたって著しい見解の違いがあったが、それを乗り越えて共同草案を51年7月に作成し、関係各国に送った。そこに竹島＝独島が規定されなかつたので韓国は竹島＝独島の領有権を認めるようアメリカに申し入れたが、アメリカはラスク書簡によって拒否した。韓国は外務部長官がなおも食い下がつたが、そうした交渉継続中に講和条約が9月8日に調印され、竹島＝独島は未解決のまま条約に何も規定されなかつた。そのため、米英両国の見解が食いちがつたままであった。

条約に竹島＝独島が規定されなかつたので、調印直前まで島根県や国会などではSCAPIN-677にて国外とされた竹島＝独島は条約によって日本領外になると噂されていた。こうした風説を知った外務省の川上健三らは、風説は昔の竹島（鬱陵島）と今日の竹島（独島）とを混同した結果であるという見当違いの推量をもとに、条約調印直前に竹島＝独島は日本領と認められるとの新聞発表をおこなつた。実は、この時の川上健三は竹島＝独島の歴史や、「竹島」という名称が1905年の編入時に命名されたことなど、ほとんど知らなかつた。また、「竹島の朝鮮名」もよく知らず、島根県に問い合わせたほどであった。もちろん、竹島＝独島を日本領とする法的根拠をほとんど持たないままであった。それにもかかわらず、川上は先の新聞発表をおこない、外務省の竹島＝独島を無視する姿勢に一石を投じた。

しかし、外務省や日本政府の判断は地図「平和条約に伴う領域の変更」(1952.11.1)〈図2〉などから察すると、サンフランシスコ講和条約に規定されなかつた竹島＝独島の地位は条約によって変わらなかつたという見解であり、これにそつて竹島＝独島を「本邦」に含めないとする法令の条項を条約後も変えなかつた。また、新たに制定した法令も同様であり、53年8月5日大蔵省令99号で竹島＝独島などを「本邦」に含めないと公示した。基本的に同島を

日本国外とするSCAPIN-677の判断を従来どおり踏襲したのである。ただし、国会での説明では、条約は日本が放棄すべき地域を定めたので「それ以外の旧日本領土は、当然日本に帰属すべきものである」と主張するようになった。しかし、東沙諸島などのように日本の放棄を規定せずとも日本に帰属しない島があつたり、ハボマイ・シコタンのように対ソ戦略から意図的に条約で規定しなかつた地域があるので、日本政府の主張は無理である。

法理論によって竹島＝独島を日本領と解釈するのが困難であることを知った外務省は、同島が日本領であると新聞発表した以上、それを裏づける資料を探す必要があつた。それを歴史資料に求め、島根県に歴史的な「物的証拠」の調査を依頼した。同時に物的証拠作りにも着手した。それが日米合同委員会にて竹島＝独島を駐日米軍の爆撃演習地として52年7月に指定したことであつた。この時、韓国を無視したため、竹島＝独島へ知らずに出漁した鬱陵島漁民が9月に被爆する事件が起きた。韓国政府がこの問題を米軍に提起するや、翌53年1月に米軍は竹島＝独島での演習中止を韓国政府に約束した。これによって「物的証拠」の価値は半減したであろう。日本では3月になって日米合同委員会が演習地の指定を取り消した。日本政府は竹島＝独島の実情を現地調査した後、指定の取り消しを5月に公示した。これによって日本の船舶が国内法的に竹島＝独島へ航行できるようになった。

さっそく竹島＝独島へ航行した島根県水産試験船は、韓国漁民の漁労を確認した。この報告を受けた日本政府は外務省などの関係機関が協議して「竹島問題対策要綱」を決定した。この要綱は非公開であるが、内容は①竹島＝独島に対する「日本の領土権」を確認する、②同島に対する「領土権侵害」を排除する、③同島での「日本人の漁業権」を確保するというものであつた。この②を実行するため、日本政府は巡視船を竹島＝独島へ派遣して操業中の韓国漁民に対して同島から退去するよう命令し、日本の領土標柱を立てた。

こうした巡視船の行動に憤激した韓国では鬱陵警察署の巡邏班が7月に出動し、竹島＝独島へやって来た巡視船と談判した後、連行に応じずに回航した巡視船を銃撃した。これをきっかけに日本は竹島＝独島の領土権を確認すべく「日本政府見解1」を韓国政府へ送つた。しかし、日本政府は9月「韓国政府見解

1」を見て論争には限界があると判断し、国際司法裁判所（ICJ）へ提訴する準備のために学者を動員して本格的な竹島＝独島研究を開始した。今まで島根県に任せていた竹島＝独島研究を外務省がみずから始めたのである。その成果をもとに日本は翌年2月に反論書「日本政府見解2」を韓国政府へ送ったが水かけ論になり、領有権論争はどこまでも平行線であった。

一方、日本政府は銃撃事件を日本に対する侵略とはみなさず、警察力を基本にした要綱②を引き続き実行し、1年近く約80%の期間にわたって竹島＝独島を制圧した。要綱③について日本政府は日本人の「漁業権」を確保するため、54年5月、隱岐島漁民たちに竹島＝独島で官製漁業をやらせたが、漁民たちの期待したアワビやサザエが少なく、漁民たちは竹島＝独島漁場が魅力のない事を知り、これが最後の根付漁業になった。この直後に韓国海洋警察や鬱陵島民が結成した独島自衛隊が竹島＝独島の警備を始めた。そうしたおり、8月には日本の巡視船が竹島＝独島で銃撃を受ける事件が発生し、先の要綱②および③は実施が困難になった。

こうした事件があるたびに日本政府はアメリカなどに訴え、時には斡旋を要請した。しかし、アメリカはこの時点では竹島＝独島を日本領とするのはアメリカ一国の見解にすぎず、日韓両国の領土紛争はICJに任せるべきだとするダレスの方針によって竹島＝独島問題に巻きこまれるのを避けた。ちなみに現在のアメリカ政府機関「地名委員会」などは竹島＝独島を韓国の領域として扱っている。ラスク書簡に疑問をもったようである。アメリカの協力が得られない日本政府は韓国政府にICJへの共同提訴を9月に提案した。しかし、韓国政府は日本政府の提案は司法的な装いで虚偽の主張をおこなうもう一つの企みだとして拒否した。そのため、ICJによる問題解決は困難になった。

日本政府は次の方策として国交回復の日韓会談にて竹島＝独島問題を争点化しようとはかった。ただし、日韓会談は「久保田発言」のため、58年まで中断していた。こうして日本の竹島＝独島政策はほぼ手詰まり状態に陥った。

注

- 1) 池内敏『竹島 もうひとつの日韓関係史』中公新書、2016、191頁。
- 2) 朴炳渉「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(1)」、『北東アジア文化研究』38号、2014、47頁。
- 3) Foreign Office, Japanese Government, *Minor Islands Adjacent to Japan Proper*, Part 1～4；竹内猛『竹島＝独島問題「固有の領土」論の歴史的検討』後編、私家版、2013、33～44頁；塚本孝「竹島に関する英文説明資料（1947年外務省作成）」、『島嶼研究ジャーナル』4卷1号、2014、56～64頁。
- 4) 朴炳渉、前掲「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(1)」、60～61頁（注48）。
- 5) 「対日講和條約についての基本的要求」、芦田均関係文書（国会図書館寄託）書類の部 No.230。
- 6) 『毎日新聞』1951.12.14、「宝庫竹島」；朴炳渉「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(3)」、『北東アジア文化研究』39号、2014、66頁。
- 7) 衆議院外務・法務連合委員会議事録、1953.3.5、国務大臣岡崎勝男発言。
- 8) 池内敏、前掲書、80～81頁。
- 9) 外務省『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 対米交渉』、669～701頁。同書は草案日付を12日と記すが、これは20日の誤りと思われる。
- 10) 今岡武雄「復命書」、『昭和26年度 渉外関係綴』、島根県。
- 11) 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院、1965、249頁。
- 12) 外務省『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 対米交渉』2007、17～37頁。
- 13) 外務省『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』第2冊、2002、145～154頁。
- 14) 衆議院平和条約および日米安全保障条約特別委員会にて配布され、その内の一部が芦田均関係文書No.380-18として国会図書館に寄託されている。
- 15) 原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』溪水社、2005、123頁。
- 16) *Foreign Relations of the United States 1951*, Vol.6, Part1, p.1114.
- 17) 塚本孝「対日平和条約と竹島の法的地位」、『島嶼研究ジャーナル』2卷1号、2012、43頁。
- 18) 隱岐支庁長「竹島について回報」、『昭和26年度 渉外関係綴』、島根県。
- 19) 島根県総務部長「竹島の調査依頼に対する回答」、『昭和26年度 渉外関係綴』。
- 20) 川上健三の9月27日付け書簡、『昭和26年度 渉外関係綴』。
- 21) 『橋岡重蔵所蔵資料写 竹島漁業資料』(鳥取県立図書館所蔵)；『竹島漁場調査報告』(島根県立図書館所蔵)。
- 22) 隱岐支庁長「竹島の調査について」、『昭和26年度 渉外関係綴』。

- 23) 朴炳渉「竹島＝独島漁業の歴史と誤解(2)」、『北東アジア文化研究』34号、2011、30頁。
- 24) 片岡千賀之「日中韓漁業関係史」、『長崎大学水産学部研究報告』87号、2006、20頁。
- 25) 外務省『日韓国交正常化交渉の記録』XV、「竹島問題」(公開文書番号 910)、15-52頁。
- 26) 外務省『日韓漁業交渉資料3 日本海の竹島について』1951。島根県『昭和26年度 涉外関係綴』より引用。
- 27) 参議院外務・法務連合委員会、1953.3.5、政府委員中村幸八発言。
- 28) 島根県『竹島調査資料』(島根県立図書館所蔵)。
- 29) 「隱岐支廳管内竹島に関する調査方依頼について」、『昭和26年度 涉外関係綴』。
- 30) 島根県『昭和26年度 涉外関係綴』。
- 31) 衆議院外務委員会、1952.5.23。
- 32) 韓国外務部『獨島問題概論』1955、47頁。
- 33) 衆議院外務委員会、1953.9.17。
- 34) 衆議院外務委員会、1953.11.4。
- 35) 『島根新聞』1951.9.5、「竹島に韓国人?」。
- 36) 朴炳渉「竹島＝独島漁業の歴史と誤解(1)」、『北東アジア文化研究』33号、2011、33～35頁。
- 37) 広瀬肇「海上保安庁による竹島対応行動」、『島嶼研究ジャーナル』4巻2号、2015、57～58頁。
- 38) 『山陰新報』1953.5.30、「戦後初めて竹島を訪れる」；朴炳渉「竹島＝独島漁業の歴史と誤解(1)」、『北東アジア文化研究』33号、2011、33頁。
- 39) 外務省、前掲「竹島問題」、15-7～15-8頁。
- 40) 広瀬肇、前掲論文、51頁。
- 41) 日韓双方の見解書の詳細は、塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両政府の見解」、『レバレンス』2002.6月；池内敏、前掲書、203～218頁。
- 42) 外務省「参議院予算委員会要求 国後島、択捉島、色丹島及び歯舞群島領土権の沿革 外1件」1960.3.7、国立公文書館 Identifier : 平11総01601100-00900。
- 43) 外務省「日韓間諸懸案の現状とその対策」、韓国交正常化交渉関連記録、文書番号480、35～36頁。
- 44) 外務省、前掲「竹島問題」、15-48～15-51頁。
- 45) 衆議院内閣委員会、1953.6.26。
- 46) 小野啓一(外務省北東アジア課長)、東京高等裁判所宛て2013年4月26日付「陳

- 述書」52頁、「日韓会談文書・全面公開を求める会」のサイトより再引用。
- 47) 第8管区海上保安本部長「竹島周辺密航密漁取締実施経過報告について」、1953.7.1。
- 48) 韓国外務部、前掲書、76～79頁；第8管区海上保安本部長「第四次竹島周辺特別取締実施報告書送付について」、1953.7.13。
- 49) 衆議院水産委員会、1953.7.28、下田武三発言。
- 50) 衆議院外務委員会、1953.9.17、下田武三発言。
- 51) 外務省『日韓国交正常化交渉の関連記録』文書番号690、「防衛水域撤廃に関する件」。
- 52) 外務省、前掲「竹島問題」、15-184～15-185頁。
- 53) 박병섭, 「광복 후 일본의 독도 침략과 한국의 수호 활동」, 『독도연구』 2015, p.94.
- 54) 『毎日新聞』1953.6.27、「まだいた韓国漁夫」。
- 55) 『山陰新報』1954.5.7、「アシカ遊ぶ孤島 竹島」。
- 56) 박병섭, 前掲論文、103頁。
- 57) 『朝日新聞』島根版、1954.7.30、「韓国警備員がテント」。
- 58) 第八管区海上保安本部長「第二十八次竹島特別取締実施経過について」1954.8.25。
- 59) 小野啓一、前掲「陳述書」、p.53。
- 60) 参議院内閣委員会、1954.9.21、山口伝発言。
- 61) 参議院内閣委員会、1954.9.22、中川融発言。
- 62) 参議院内閣委員会、1954.9.21、山口伝発言。
- 63) 『夕刊山陰』1954.9.6、「'おき'銃撃事件が契機」。
- 64) 『山陰新報』1954.9.11、「ダレス長官 吉田首相を訪問」。
- 65) 参議院内閣委員会、1954.9.21、山口伝発言。
- 66) ダレス電文の影印は、국사편찬위원회, 『독도자료 미국편』 3, 2008, p.184.
- 67) United States Board on Geographic Names. サイトは、<http://geonames.usgs.gov>
- 68) NATIONAL GEOSPATIAL-INTELLIGENCE AGENCY, PUB 157, SAILING DIRECTIONS (ENROUTE), COASTS OF KOREA AND CHINA, 2015, p. 49.
- 69) 衆議院外務委員会、1954.9.14、中川融発言。
- 70) 衆議院外務委員会、1954.9.14、中川融発言。